

## 砂利採取業承継届について

下記の書類を正副2部提出してください。(1部は受理後に受付印を押印し、貴社控えとしてお返しいたします。)

## 記

様式	譲渡	相続	合併	分割	備考
1. 砂利採取業承継届書(規則様式第3)	○	○	○	○	承継の原因は「砂利採取業の譲渡・相続・合併・分割のため」
2. 砂利採取業者事業譲渡証明書(規則様式第4の2)	○				
3. 砂利採取業者相続同意証明書(規則様式第5)		○			2以上の相続人の全員の同意により選定された場合
4. 砂利採取業者事業相続証明書(規則様式第6)		○			上記以外
5. 砂利採取業者事業承継証明書(規則様式第6の2)				○	
6. 承継者誓約書(要領様式第1号の1)	○	○	○	○	
7. 業務主任者誓約書(要領様式第1号の2)	○			○	
8. 承継者の生年月日、性別を証する書面※1	○	○	○	○	法人の場合はその役員全員 副本はコピーで可
9. 業務主任者の生年月日、性別を証する書面※1	○			○	副本はコピーで可
10. 登記事項証明書	○		○	○	副本はコピーで可
11. 戸籍謄本		○			副本はコピーで可
12. 業務主任者合格证	○	○	○	○	原本(確認のうえお返しします)
13. 砂利採取業者事業譲渡契約書(吸収合併契約書)	○			○	コピー
14. 土地の全部事項証明書	○			○	原本(所有権が移転された場合) 副本はコピーで可
15. 土地の借地契約書	○			○	コピー(名義の変更)
16. 他法令の承継の手続きの写し※2	○			○	コピー(名義の変更)
17. 共同申請している組合の承継承諾書	○	○	○	○	
18. 氏名等変更届(要項様式第19号)※3	○	○	○	○	砂利採取計画の認可事項の変更にかかるもの

※1 例:住民票(原本:個人番号のないもの)、健康保険証の写し等。

※2 林地開発行為許可、一般粉じん施設設置届、騒音に係る特定施設設置届、振動に係る特定施設設置届等については、許可申請書または届書の提出先に、承継に必要な手続きについてご相談願います。

※3 承継に伴い、業務管理者に変更が生じた場合は、登録事項変更届を提出して下さい